

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>・場所 PDF3P目 (3)</p> <p>・意見 『政令で指定された用途(エッセンシャルユース)』の内容が不明のため、パブリック・コメントで公表するのはどうか。</p>	<p>今般指定対象となる「ペルフルオロ(ヘキサノールスルホン酸)(別名PFHxS)又はその塩」及び「ペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はその塩」については『政令で指定された用途(エッセンシャルユース)』の指定はありません。 ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はないこと、及び我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、上記の2物質(群)においては適用除外の対象を設けることなく、製造、輸入及びその使用を禁止する措置(試験研究用途は除く。)を導入することが適当と判断しました。</p>
2	<p>第一種特定化学物質に指定されるPFHxS等が使用されている製品として輸入が禁止されるものとして「はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地」「はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣類」が含まれているものの、これらを使用して作られた雑貨類(キャンプ用品、カバン、傘、手袋、帽子など)が輸入禁止品目に含まれていません。これでは規制が策に成り兼ねません。PFOS/PFOA(いわゆるC8系)の規制により繊維の業界ではその多くがPFHxS/PFHxA(いわゆるC6系)系統の処理剤に切り替えています。これらPFHxS等を使用した製品も輸入禁止対象に加えるべきと考えます。</p>	<p>第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しなければ当該製品の使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがある場合には、当該製品を輸入禁止製品として指定します。 「第一種特定化学物質に指定することが適当とされた「ペルフルオロ(ヘキサノールスルホン酸)(別名PFHxS)又はその塩」及び「ペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。)又はその塩」が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について(案)」において輸入を禁止すべき製品として挙げられていない製品は、国内におけるこれまでのPFHxS又はその塩の使用状況及び当該化学物質が使用されている主な製品の輸入の状況、及び、海外における使用の状況を調査した結果、現時点で上記の条件を満たさないものとなっています。 輸入禁止製品の政令指定の考え方については審議会でご審議いただいておりますのでご参照ください。</p> <p>【参考】令和4年度化学物質審議会第4回安全対策部会 資料1-1 P.8 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2022_04_01_01.pdf</p> <p>なお、PFHxS等が使用されている製品の輸入の状況については、今後とも実態把握に努め、環境汚染を生じるおそれがある製品が確認された場合には、輸入禁止製品に追加するなどの措置を速やかに検討します。</p>